

農畜第 860 号
令和 8 年 3 月 23 日

公益社団法人静岡県獣医師会 会長理事 様

静岡県経済産業部農業局畜産振興課長

県内での豚熱の発生に伴う風評被害の防止および県内農場の感染防止
対策について

令和 8 年 3 月 11 日に県内で発生した豚熱について、皆様には感染拡大防止に御協力をいただき、大変ありがとうございました。3 月 19 日に、全ての防疫措置が無事に完了いたしましたので、御報告いたします。

今後も引き続き正しい情報をお伝えしてまいりますので、生産者の皆様や関係事業者、消費者の皆様が根拠のない情報に戸惑われることのないよう、下記の点について御理解と御協力をお願いするとともに、貴団体の関係者に周知をお願いします。

御不明な点がありましたら、畜産振興課までお問い合わせください。

記

1 正しい情報に基づく行動と風評被害の防止について

- ・発生農場及び関連農場で飼育されていた全頭は、家畜伝染病予防法及び国の指針に基づき病原体の封じ込めを行い、3 月 19 日に防疫措置が完了したことを国と確認しています。
- ・感染経路や原因については、現在、国が疫学調査を進めておりますので、今後の情報に御留意ください。
- ・今後も、県や国からの正確な情報に基づいて冷静に行動いただき、根拠のない噂などにより誹謗中傷や不当な取引停止など風評被害が起こらないよう、業界全体での御理解・御協力をお願いいたします。

2 県内農場での豚熱感染防止対策について

- ・県内の農場では予防的に豚熱ワクチンの接種を行っているため、防疫措置完了前であっても発生農場以外の豚の移動や出荷の制限はしていません。
- ・本県では、ほぼ全域で野生イノシシの陽性が確認されているため、豚熱ウイルスが県内の農場に侵入するリスクは続いています。そのため、養豚場には、飼養衛生管理基準の遵守が必要であり、衛生管理区域に入る業者の皆様をはじめ

め関係者の方々には、車両の消毒や専用の衣服・長靴の着用、手指の消毒など、今後も感染防止対策の徹底をお願いいたします。

- また、畜産関係車両の運転手向けに消毒方法をまとめたパンフレット（別添）を作成し、県のホームページにも掲載しています。是非、御活用の上、消毒の励行をお願いいたします。

担 当 畜産経営・技術班
電話番号 054-221-2705

畜産関係車両ドライバーの皆様へ

令和8年3月11日に富士宮市で発生した豚熱について、周辺農場では豚熱ワクチンを接種しているため、豚や関係資材の移動制限はしていません。

このため、当該地域における飼料運搬等の畜産関係車両の通行に問題ありません。

一般的に、国内では豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認されているため、畜産関係者は、以下の対応をお願いいたします。

- ①ウイルス拡散を防止するため、下記を参考に車両消毒を実施
- ②畜産農場の衛生管理区域に車両を進入させる際には、消毒の徹底

○消毒方法

- ・動力噴霧器等で、タイヤ（表、裏）、タイヤカバー（タイヤハウス）、車体の下側を消毒。
- ・アルコールで、運転席、フロアマットを消毒。



<タイヤ>



<タイヤの裏側>



<タイヤカバーとタイヤカバーの裏>



<車体下>

事務局 静岡県経済産業部農業局畜産振興課
電話 054-221-2742
E-mail chikusan@pref.shizuoka.lg.jp